

地方消費税交付金(引上げ分)の使途について

(歳入)

地方消費税交付金	内 訳	備 考
440,749 千円	社会保障財源化分 195,763 千円	引上げ分(17分の7)
	一般財源 244,986 千円	現行分(17分の10)

(歳出)

(単位:千円)

事業名		金額	本年度の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	要援護対策事業費	14,808	1,676		5,557	4,387	3,188
	保育所運営費	714,932	35,689		87,606	29,549	562,088
	放課後児童クラブ推進事業費	42,159	21,911		6,102	9,517	4,629
	子育て支援事業費	57,703	16,432			27,409	13,862
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成(65才未満)	30,970	12,861		5,243	8,564	4,302
	重度心身障害者等医療費助成(65才以上)	48,935	18,973		7,700	13,069	9,193
	心身障害者医療費助成	10,965				7,375	3,590
	乳児妊産婦医療費助成	7,570	2,813		1,708	1,353	1,696
	幼児・児童・高校生等医療費助成	62,600	3,868		418	37,915	20,399
	ひとり親家庭等医療費助成	11,184	5,094		898	3,378	1,814
	感染症予防事業費	55,038	1,283			35,640	18,115
	すこやか親子推進事業費	37,781	4,524		733	17,607	14,917
合計		1,094,645	125,124		115,965	195,763	657,793

備 考

引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む。)については、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費